大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部運営要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（大阪府条例第59号）（以下「条例」という。）」第15条の規定に基づき、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）」の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　本部は、条例第14条の規定に基づき、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　副本部長は、健康医療部担当副知事の職にある者をもって充てる。

３　本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

４　本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（運営）

第３条　本部長は、本部を招集し、これを主宰する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

３　本部は原則公開とする。

（事務局）

第４条　本部の事務局は、健康医療部保健医療室地域保健課に置く。

（雑則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和４年12月15日から施行する。

＜別表＞

|  |
| --- |
| 副首都推進局長 |
| 危機管理監 |
| 政策企画部長 |
| 万博推進局長 |
| 総務部長 |
| 財務部長 |
| スマートシティ戦略部長 |
| 府民文化部長 |
| ＩＲ推進局長 |
| 福祉部長 |
| 健康医療部長 |
| 商工労働部長 |
| 環境農林水産部長 |
| 都市整備部長 |
| 大阪都市計画局長 |
| 大阪港湾局長 |
| 教育長 |
| 警察本部総務部長 |